中小企業等協同組合（以下、組合）の皆様が、これより総会を開催するに当たっての留意点等を示します。組合の規模、組合員の分布状況、定款の規定内容等により、一律の指針を示すことはできないものと考えます。ご参考にしていただき、ご不明な点は中央会までご相談ください。

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた

中小企業組合の通常総会及び理事会の対応について

１．通常総会の規模を縮小して開催する方法

総会の出席方法は、本人出席（Web出席を含む）、代理人出席(委任状)、書面議決書の提出による書面出席の３つの方法があります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、総会招集通知で組合員に対して総会に来場ではなく「書面議決書の提出による出席」を呼びかけることは可能です。出席しなくても意思表示が可能である「書面出席」を最大限に活用し、可能な限りの少人数で開催することが、現時点で求められるかと考えます。

「書面議決書の提出による出席」者数と、議長となる組合員および若干名の組合員（本人出席）で総組合員の半数以上の出席があれば総会は成立します。

書面議決書による議決権の行使のためには、組合員が賛否を判断できるように決算関係書類だけでなく提出議案の全部を送付することが必要です。決算関係書類、事業計画書、収支予算書だけでなく、経費の賦課徴収方法決定、借入金残高の最高限度決定、役員報酬決定などの議案のほか、任期満了又は補充の役員選挙、定款変更などの提案内容を分かりやすく記載してください。

◎そもそも書面（＝無出席）で総会は開催できないのか？

書面出席という制度があるのであれば、全員書面出席で開催できないのか？という相談が多く寄せられますが、会社法第319条「株主総会の決議の省略」には、書面決議のみで株主総会決議があったものとみなすことができる旨の規定がありますが、中協法及び中団法には人的結合体であるという観点から当該規定が導入されておりません。

よって、書面のみで無出席での開催はできないものと考えます。

◎役員選挙については、無記名性が担保されていない書面による選挙権は行使できません。

２．総会成立要件である定足数の確保

①定款で書面又は代理人による議決が可能か確認する。

定款に代理人又は書面による議決権・選挙権の行使が規定されている場合、代理人又は書面出席者も総会の出席者とみなされるので、総会運営に支障のない最低限の本人出席者で行うことができ、総会招集通知発出時に書面出席を促すことで本人出席者数をできる限り抑えることができます。

②代理できる組合員数を確認する。

上記①が規定されている場合、代理人が代理できる組合員数（定款で規定された人数：最大４人まで）に関する規定を確認し、総会の定足数を満たす出席者数を確認します。特に代理数を超えた委任状は無効になってしまいますので、注意が必要です。

〔留意事項〕

総会開催場所への本人出席が必要と思われる方は以下のとおりです。

・議長（総会内で、出席した組合員から選出してください）

・組合役員（総会での議案質問に対する説明義務があります。議事録作成を担当する理事も必要です。）

・委任を受ける対象者（受任可能数や対象者の範囲は定款を確認してください。受任者がいない委任状は無効となります。議長への委任不可。）

・役員選出を伴う場合は選挙行為を管理する者（投票の立会人や指名推選を想定する場合の選考委員２名以上）

〈例〉総組合員数が100名、定款において代理人が代理することができる組合員の数を2人以内としている場合

①書面議決書により定足数確保

本人出席3人（理事長、議長理事、理事）、書面議決書47組合員分により開催

→出席組合員数　3人＋47人＝50人（半数以上）で成立

②委任状により定足数確保

本人出席18人（受任できない議長を含む）、委任状40組合員分により開催

→出席組合員数　18人＋17×2人（委任状出席）＝52人（半数以上）で成立

※6組合員分(40-34)の委任状は無効

※受任者氏名が3人以上重複している場合も2人を超える部分の委任状は無効

※受任者に議長を指名している委任状は無効

３．総会での役員改選ついて

役員改選の重要性からみて、本来であれば議場で意思表示ができる本人及び委任状出席者が半数以上総会に出席し、選挙を行うことが望ましいです。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、全国中小企業団体中央会より下記のとおり、書面出席者が大半を占める総会での役員選出方法が示されました。

なお、この方法を採用する場合、組合員の合意形成に充分に留意する必要があります。

充分な合意形成がなされないままこの方法による役員の選任が行われた場合、中協法第54条（総会の決議の不存在もしくは無効の確認又は取り消しの訴え）の対象となり得るなど、無用なトラブルを発生させる原因となることが考えられますので、運用に際しては各組合の実情等を踏まえた対応が必要となります。

①書面により議決権とともに選挙権を行使する方法について

役員選出を伴う通常総（代）会を少人数の本人出席により開催する場合、役員選挙においては、定足数に相当する定めはないため、本人出席者及び委任状出席者だけの選挙権の行使によって成立させることも可能です。

一方、組合員は中協法第11条第２項により、書面による選挙権の行使（以下「書面投票」）をすることができることとされ、書面投票者も総会の出席者に含まれます(同条第４項)。したがって、書面投票の方法は、中協法第35条第８項で求められる無記名性が担保されているよう投票方法を工夫すれば実施は可能となります。

例えば、次のような方法であれば、書面投票済みの者の管理と無記名投票の担保の両立が可能であり、書面投票の方法により役員の選出が可能となるものと考えます（選任制（中協法第35条第13項）を採用する組合を除く）。

（事例～書面により議決権とともに選挙権を行使する方法～）

○内封筒と外封筒の２種類の封筒を利用し、外封筒には組合員の氏名等を記入する欄を設け、内封筒は無記名を徹底させることを前提に、「議決権行使書」と役員選出のための「投票用紙」を別々にした段階で誰が書面投票済みであるのかが分かるようにします（議決権行使書は、議決権行使状況の集計作業のため別々にまとめる必要があります）。

○無記名の内封筒に投票用紙を入れて封をし、これを更に投票者の名前が記載された外封筒に入れて管理します（外封筒のみ開封し、内封筒を混ぜ合わせることにより投票者が特定できなくなります）。このことにより、無記名投票を担保することが可能となると考えます。

②議決権のみ書面行使する方法について（選挙権は書面行使しない）

決議議案については、本人出席者、委任状出席者、書面出席者により、決定することは可能です。この場合、定款に定めた定足数を満たしていることが必要になります。

他方、役員選出のための選挙権の行使については、定足数に相当する定めはないため、本人出席者及び委任状出席者だけの選挙権の行使により選挙（指名推選を含む）が成立すると考えます。

なお、①及び②の何れの場合においても、日時、場所を特定し総会の招集通知を発出するとともに、当日の総会運営に支障のない数の組合員の出席と選挙行為を管理する者がいることが前提となります。

○ 指名推選

指名推選は、議場にて選ばれた選考委員が選出した役員候補者について是非を問うもので、出席者全員の同意（次の2事項）が必要となります。

ⅰ 指名推選の方法を採用していいかどうか

ⅱ 選考委員が選出した役員でいいかどうか

これについて総会出席者※に意思表示してもらう必要がありますが、出席者全員の同意が必要ですので、ⅰ、ⅱいずれか一人でも反対があれば選挙となります。

※「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針（案）」によると

『指名推選の可否は総会当日に決定されるものであるから、バーチャル組合総会においても、リアル組合総会の実務と同様に、総会当日の本人出席者及び代理出席者に諮り、その全員の同意を得る必要がある。』と記載されています。

≪参考≫ 現実の会議体としての開催の必要性

中協法上、総（代）会は、「当然に日時及び場所を示すべき」（全国中央会「中小企業等協同組合法逐条解説（第二次改訂版）」P.252 参照）とされています。

また、会社法には第319 条（株主総会の決議の省略）の規定があり、書面のみでの株主総会決議が認められています（いわゆる「みなし決議」）が、中協法及び中団法では、人的結合体であるという観点から当該規定が導入されなかったため、会議の目的である事項を示した上で招集し、実際に開催することが必要となります。そのため、総（代）会について、現実の会議体を置かず、書面のみでの実施や当該場所に存しない出席方法のみでの実施をすることはできません。

具体的な運用等につきましては、当会にご相談ください。

３．総会開催案内

令和３年 ○月 ○日

組合員各位

○○協同組合

代表理事 ○○

通常総会開催のご案内

時下ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素、当組合事業推進について特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和３年度通常総会を下記により開催いたします。なお、開催にあたっては新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、可能な限り書面による議決権を行使いただくとともに、組合員本人による出席は最少人数にて開催したいと考えております。

議案の可決につきましては、総会出席者及び書面議決書のうち、賛成が過半数を超えた場合に可決とさせていただきます。何卒ご理解のほど、お願い申し上げます。

つきましては、下記目的事項につき、同封の総会資料をご参照のうえ、別紙「出席連絡票」にご記入のほどお願い申し上げます。

出席連絡票は、必ず記名押印のうえ、○月○日までに事務局までご郵送いただきますようよろしくお願いします。

なお、総会議案の可否などの結果につきましては、後日改めてご報告申し上げます。

記

１．開催期日　 令和３年○月○日（○）午後○時～

２．開催場所　 岡山市○○ 「組合事務所 ２Ｆ会議室」

３．提出議案

第１号議案 平成２年度事業報告書及び決算関係書類承認の件

第２号議案 令和３年度事業計画及び収支予算設定の件

第３号議案 令和３年度賦課金の額及び徴収方法決定の件

第４号議案 令和３年度役員報酬総額決定の件

第５号議案 令和３年度借入金最高限度額決定の件

第６号議案 役員改選の件

以上

令和　　年　　月　　日

〇〇事業協同組合

理事長　〇　〇　〇　〇　　殿

組合員住所

氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（法人の場合は、会社名、代表者名を記載し押印してください。）

書　面　議　決　書

私は、令和３年○○月○○日の通常総会に都合により出席できませんので、下記事項について書面をもって議決権を行使いたします。

記

第１号議案　　令和２年度事業報告、決算関係書類承認の件

原案に　　　　□　賛成する　　・　　□　反対する

第２号議案　　令和３年度事業計画及び収支予算案決定の件

原案に　　　　□　賛成する　　・　　□　反対する

第３号議案　　経費の賦課徴収方法の決定の件

原案に　　　　□　賛成する　　・　　□　反対する

第４号議案　　令和３年度役員報酬総額決定の件

原案に　　　　□　賛成する　　・　　□　反対する

第５号議案　　令和３年度借入金最高限度額決定の件

原案に　　　　□　賛成する　　・　　□　反対する

第６号議案　　役員改選の件

役員の選挙は、本組合定款第〇条の規定により、無記名投票が原則でありますが、当日、総会出席者全員の方の同意がいただければ、指名推選の方法によることもできます。当組合はこれまで指名推選の方法をとってきたことから今回も指名推選の方法で行いたいと考えております。

なお、当日、総会出席者全員の方の同意をいただけなかった場合には選挙による役員改選となるため、後日改めてご案内申しあげます。

何卒ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

（総会開催通知に同封する委任状の書式例）

年　 月　 日

○○協同組合

理事長　○○　殿

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（法人の場合は、会社名、代表者名を記載し押印してください。）

委　任　状

私は　　　　　　　　　を代理人と定め、令和◯◯年◯◯月◯◯日開催の第◯回通常総会（継続または延期を含む。）において議決権及び選挙権を行使する権限を委任します。

４．総会・理事会のテレビ会議等による開催について

※国等から何らかの方針が示されたときは変更される可能性があります。

①総会

総会を現実の会議体を置かずにテレビ会議方式のみで実施することはできないと解されていますので、総会への一部の出席方法としてテレビ会議方式を活用することが適切と思われるため、現時点では、リアル総会もしくはリアル総会＋一部バーチャル出席のハイブリッド型となります。

ハイブリッド型総会の採用は、組合員の総会への出席方法について、リアル総会の開催場所へ実際に臨むという方法に加えて、インターネット等の手段を用いての出席（バーチャル出席）という選択肢を追加的に提供するものです。組合員には、常にリアル総会に出席するという機会が与えられているという点に留意する必要があります。

〔ハイブリッド型総会開催の留意事項〕

別添資料5の通り（ハイブリッド出席型バーチャル組合総会の実施可能性の検討）

②理事会

理事会をテレビ会議方式のみで開催することについては、電磁的方法による手続きが導入された書面一括法による改正中協法では盛り込まれませんでしたが、中小企業庁経営支援部長通達（平成13 年3 月28 日付け平成13・03・23 中企第14 号）により可能となっています。

同通達では、定款への記載等は求められませんでしたので、理事会規程などで何らかのルールづけを行った方がよいと考えますが、規程制定は理事会議決事項であるため、求める要件を満たす方式によって開催され、その場で理事会メンバーが合意すれば、事前の定めなく実施することは可能と考えます。

【テレビ等を利用した会議方式による理事会の開催要件】

〇会議体としての基礎を欠く理事会は認められない

〇理事間の協議と意見の交換が自由にでき、相手方の反応がよく分かるようになっているという条件が満たされていること。

〇理事会の席上、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが理事間で確認されること。

〇理事会の途中でテレビ会議システム等に故障が生じた場合には、的確な意見表明が互いにできる仕組みとはならず、このシステムによる出席者全員による理事会ではなくなるため、１つの場所に会合していた者により、理事会の成立要件が満たされたとしても、その出席者による理事会の議決として原則として無効となる。







|  |
| --- |
| （テレビ会議システム等による理事会議事録記載例）  理事会議事録  １．招集年月日　○○年○月○日  ２．開催日時　○○年○月○日  ３．開催場所　○○県○○市○○町○丁目○番地　本組合事務所会議室  ○○県○○市○○町○丁目○番地　本組合○○事務所会議室  ４．理事総数　○○人  ５．出席理事数　○○人  ６．出席した理事の氏名  本組合事務所会議室 ○○○○　○○○○　○○○○  本組合○○事務所会議室 ○○○○  ７．欠席した理事の氏名と理由  ○○○○（病気）  ８．議事の経過の要領及び議案別議決の結果  本組合事務所会議室及び本組合○○事務所会議室において、テレビ会議システムを用いて、理事会を開催した。  本組合事務所会議室及び本組合○○事務所会議室における理事の出席が確認され、定款の規定により理事長○○○○議長に就任、本理事会はテレビ会議システムを用いて開催する旨宣言した。  本組合のテレビ会議システムは、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが確認され、議案の審議に入った。  第１号議案　増資について  共同施設を増設するため、○○万円の増資を通常総会において決定することについて審議したところ、○○理事は○○の理由から反対の意見を述べ、他の理事は賛成し可決決定した。  第２号議案　○○○○  （以下略）  以上により、本日のテレビ会議システムを用いた理事会は、終始異常なく議案の全部の審議を終了したので、議長は午前○時○分閉会を宣した。  ○○年○月○日  ○○協同組合  議長理事　○○○○　印  出席理事　○○○○　印  出席理事　○○○○　印  出席理事　○○○○　印 |

５．みなし決議による理事会について

みなし決議が定款に規定されている場合に限り、「みなし決議」すべき事項を提案した理事が、各理事に対し、提案書を発出し、理事の全員の同意書が提出期限内に揃った日を理事会決議があったものとみなすことができ、みなし議事録を作成します。

ただし、監事に業務監査権限を付している組合においては、監事にも提案事項について異議がないことを確認する必要があります。

この方法を採用する場合は以下の流れで進めることが必要となります。

① 理事の１人（通常の場合は理事長）から全ての理事に向けて理事会の決議の目的である事項について提案を行う（提案書を発信）

↓

② 提案理事以外の全ての理事から理事会の決議の目的である事項についての同意を書面で受け付ける（同意書の返信）

↓

③ 全員の同意が得られた時点で理事会決議があったとみなされる

↓

④ 理事会議事録を作成する（中協法施行規則第66 条第４項記載事項）

＜留意事項＞

〇１人でも提案事項に対する異議の意思表示があった場合には、有効な理事会決議があったとはみなされず、理事会を開催する必要がありますのでご注意ください（必ず理事全員が全ての提案事項に対して同意する必要があります）。

○定款で「電磁的記録により同意の意思表示」との定めがある組合は、電子メール等での記録が残る媒体での同意の意思表示も可能です。（資料2）

○多くの組合の監事は監査範囲が会計監査に限定されていますが、業務監査権限が付与されている監事がいる組合では、監事に決議の目的である事項の提案と同意を求める必要があります（監事から異議が出た場合はみなし理事会は認められない）。

≪参考≫ いわゆる「みなし理事会」とは

いわゆる「みなし理事会」とは、中協法第36条の６第４項に規定された「理事会の決議の省略」を指し、事前に定款に定めることにより、理事会を実際に会議することなく実施する方法です。理事会の議案について理事全員が書面等で同意したとき、理事会の決議があったとみなすことができます。「持ち回り決議」とも呼ばれます。

以下、「みなし理事会」に関する「新しい中小企業組合制度への対応のための100問100答（平成20年9月）全国中小企業団体中央会」からの抜粋です。

（問97）理事全員が同意した場合には理事会決議を省略できることとなりましたが、これと理事会への書面出席とはどう違いますか。

（答97）下表は、「理事会への書面出席」と「理事会決議の省略」を対比したものです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 理事会への書面出席  （書面決議） | 理事会決議の省略  （みなし理事会・持ち回り決議） |
| 効力発生要件 | 定款記載が前提  （相対的必要記載事項） | 定款記載が前提  （相対的必要記載事項） |
| 招集手続 | 必要 | 理事全員の同意（議案に対する全理事の賛成）により、不要 |
| 議事録の作成 | 必要 | 必要 |

（問98）理事会への書面出席者は議事録に署名又は記名押印の義務がありますが、いわゆる「みなし理事会」の場合、書面等により同意の意思表示をした理事は議事録に署名又は記名押印の必要がありますか。

（答98）理事全員が同意し、議案について可決決議があったとみなされる「みなし理事会」の場合の理事会議事録の記載事項については、施行規則に規定されており、

①「理事会の決議があったものとみなされた事項の内容」

②「①の事項の提案をした理事の氏名」

③「理事会の決議があったものとみなされた日」

④「議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名」

を記載することとなっています。

しかし、理事会に出席した役員が存在しないということから、通常の理事会議事録に記載が求められている「理事会に出席した役員等又は組合員の氏名又は名称」の項目は施行規則に規定されていません。したがって、「みなし理事会」における理事の議事録への署名又は記名押印は不要となります。（※）

※代表理事の選定を行った場合の議事録への記名押印については、登記手続きで特別な取扱いがなされておりますのでご注意ください。

|  |
| --- |
| 理事会議事録  １．理事会の決議があったとみなされた日　　令和Ο年Ο月Ο日  ２．理事会の決議があったとみなされた提案事項  第１号議案　○○○○○の件  第２号議案　○○○○○の件  ３．理事会の決議があったとみなされた事項の提案をした理事の氏名  理事　○○○○  ４．議事録作成に係る職務を行った理事の氏名　　理事　○○○○  ５．理事総数　　○名  令和〇年〇月〇日、理事〇〇が理事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき令和〇年〇月〇日までに理事の全員から書面により同意する旨の意思表示を得たので、中小企業等協同組合法第三十六条の六に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。  以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、この議事録を作成し、（※）○○が次に記名押印する。  令和〇年〇月〇日  〇〇協同組合理事会  理　事　　　　〇〇　〇〇　　　　　　理　事 〇〇　〇〇  理　事　　　　〇〇　〇〇　　　　　　理　事 〇〇　〇〇  ※原則、理事の議事録への署名又は記名押印は不要  ※適宜、議事録作成理事や代表理事のみの記名押印に限定することも可能  ※代表理事変更登記申請に添付する理事会議事録の場合は記名押印が必要  ①理事全員への決議提案書の通知が必要  ②理事全員から提案に対する同意（文書や電磁的方法かつ押印又は電子署名）が必要 |

みなし理事会の場合の理事会議事録記載例